

新規	北山湿地整備業務 〔予算額 8,500千円〕	環境部環境保全課 自然共生係(23-6188)
財源内訳	一般財源 8,500千円	
支出内訳	4款3項2目 環境推進費／用地測量委託料 400千円、施設整備工事請負費 8,100千円	

北山湿地は、大小10余りの湿地から成り、特徴的な景観を持つ本市で最も大きな湿地群です。希少な野生動植物が多く、これら生物多様性に富んだ自然環境を保全するため、平成21年2月に岡崎市自然環境保全条例に基づく「岡崎市自然環境保護区」に指定されました。更に、愛知県においても、大変貴重な自然財産であることから、平成29年2月に愛知県天然記念物に指定されました。

1 用地測量委託料

北山湿地の位置や形状、動植物の分布状況、構造物(木道等)の設置状況など現在の状態が分かる図面を作成し、今後の保全活動や各種調査の結果を図面上に記録できるようにします。これにより、湿地の形状変化や動植物の分布変化などを正確に把握でき、湿地の保全管理が適切に行えるようになります。



2 施設整備工事請負費

今までは市民ボランティアにより木道整備を行ってきましたが、腐食が早いため、これを耐腐食性のある木材に張替えることで、市民に安全な見学環境を提供します。これにより、ボランティアが本来の保全活動に専念することができ、これまで以上に見応えのある北山湿地に整備され、より多くの市民がその価値を享受できるようになります。



環境美化啓発業務〔予算額 9,445千円〕		環境部環境保全課 自然共生係(23-6476)
財源内訳	一般財源 9,445千円	
支出内訳	4款3項2目 環境推進費／委員報酬 56千円、費用弁償 7千円、普通旅費 28千円、消耗品費 538千円、印刷製本費 978千円、看板製作等委託料 6,837千円、情報通信使用料 7千円、看板撤去工事請負費 994千円	

きれいで快適なまちづくりの推進（新条例の制定）

新たな取組

乙川リバーフロント地区、東岡崎駅周辺地区、シビックコア地区の整備により、まちが新しくなることを契機に、これらの地区を中心に、『ポイ捨てごみ』、『犬ふん放置』、『歩きたばこ』等のない、きれいで快適なまちづくりを推進します。

⇒ 平成31年4月施行予定（北東街区複合施設供用時）

たばこを吸われる方、吸われない方が協調し、共存できる社会の実現を目指します。

《平成30年度の事業内容》

- 1 規制区域「ポイ捨て等防止重点区域」・「路上喫煙禁止区域」の設定
- 2 条例周知・啓発活動の展開
 - ・各地でPRキャンペーンを行い、条例内容を周知します。
 - ・環境美化、マナー・モラル向上に向けた啓発を行います。
- 3 指導・監視体制の整備（抑止力強化による実効性担保）
 - ・違反行為に対し、指導・助言・処分等を行えるようにします。
 - ・関係者からなる連絡協議会を設置します。
- 4 広報用チラシの作成、案内表示板の設置
 - ・折込チラシを作成します（全戸配布用）。
 - ・案内表示板、路面シール等を設置します。

表示例(先進地)



リサイクルプラザ・ごみ焼却施設・ごみ処理施設管理運営業務 〔予算額 1,915,496千円〕		環境部ごみ対策課 資源循環促進係(23-6724)
財源内訳	(リサイクルプラザ管理運営業務)分担金及び負担金 6,394千円、使用料及び手数料 6,010千円、諸収入 2千円、一般財源 332,249千円 (ごみ焼却施設管理運営業務)使用料及び手数料 184,721千円、財産収入 40,377千円、一般財源 122,177千円 (ごみ処理施設管理運営業務)分担金及び負担金 151,700千円、使用料及び手数料 203,947千円、財産収入 398,661千円、諸収入 1,773千円、一般財源 467,485千円	
支出内訳	(リサイクルプラザ管理運営業務)4款4項2目 塵芥処理費／旅費 30千円、需用費 19,646千円、役務費 516千円、委託料 292,171千円、使用料及び賃借料 54千円、原材料費 265千円、負担金補助及び交付金 178千円、公課費 269千円、繰出金 31,526千円 (ごみ焼却施設管理運営業務)4款4項2目 塵芥処理費／需用費 22,330千円、役務費 276千円、委託料 306,864千円、使用料及び賃借料 55千円、原材料費 556千円、公課費 9千円、繰出金 17,185千円 (ごみ処理施設管理運営業務)4款4項2目 塵芥処理費／旅費 89千円、需用費 443,174千円、役務費 1,707千円、委託料 741,474千円、使用料及び賃借料 55千円、原材料費 330千円、負担金補助及び交付金 113千円、公課費 104千円、繰出金 36,520千円	

業務概要

衛生的で快適な生活を送ることができるように、一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ等）を効率よく処理するなど、ごみ処理施設（中央クリーンセンター、八帖クリーンセンター、リサイクルプラザ、北部一般廃棄物最終処分場）の適切な管理・運営を行います。

拡充

◇平成30年4月1日から、中央、八帖 両クリーンセンターの受入品目を増やします。

中央クリーンセンター [土曜日] 従来の可燃ごみ、粗大ごみに加え、不燃ごみ、缶・びん、3分別、新聞・雑誌等の資源類を追加

八帖クリーンセンター [月～土曜日] 従来の可燃ごみに加え、缶・びん、3分別、新聞・雑誌等の資源類を追加

◇あわせて、同日から受入時間も変更します。

昼時間の受入開始

中央クリーンセンター

八帖クリーンセンター

北部一般廃棄物最終処分場

[月～金曜日] 昼時間（正午から午後1時まで）の受入開始に伴い、午前8時30分から午後4時まで、受入れできるようになります。

